

海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発講演会運営業務委託に係る
質問内容及び回答について

令和2(2020)年11月13日

質問内容	回答
講演会はMCを交えての2人または3人のトークショー形式も可能か？	可能です。
業務内容で「甲が作成した講演会にかかるポスターの発送を行うこと」とあるが受託者はポスターの制作はしないという認識で良いか？ またチラシの制作もしないで良いか？	ポスターの制作は県が行います。 チラシの制作を提案される場合には、委託料の範囲内で受託者がチラシを制作してください。
当日配布のプログラムは仕様が決まっているか？(紙質やサイズなど)	特に指定はありません。
報告資料は委託期間内の3/12までに提出か？	お見込みのとおりです。